

米国における ESOP (従業員持株制度) への株式売却と リストラクチャリングの税務

鈴木孝一

はじめに

米国において ESOP (Employee Stock Ownership Plan; 従業員持株制度, 以下 ESOP と略称する。) は, その税務上の優遇措置ゆえに多様な目的に利用される。その主な利用目的を列挙すれば次の通りである。

- a) 敵対的企業買収の防衛⁽¹⁾
- b) 企業買収の資金調達⁽²⁾
- c) 企業の再建⁽³⁾
- d) 事業部門の売却や分社化の促進⁽⁴⁾
- e) 閉鎖的会社のオーナーの持株売却

本稿ではこれらのうち, e) の目的のために ESOP が利用される場合の内国歳入法 (Internal Revenue Code) の取扱いを明らかにする。とくに, ESOP への売却に先立ってリストラクチャリングが必要とされる場合, ESOP への株式売却がその非課税要件に抵触しないかどうか焦点をあてて論述する。なお, 本稿では内国歳入法に定める非課税の組織変更 (第 368 条), 非課税の企業分割 (第 355 条) 及び非課税の現物出資 (第 351 条) を総称してリストラクチャリング (事業の再構築) という。

I. ESOP の仕組み

ESOP とは、その要件が内国歳入法で定められた定額拠出制度 (defined contribution plan)⁽⁵⁾ である。具体的には、適格な株式賞与制度 (stock bonus plan) 又はそれに適格なマネーパース制度 (money purchase plan) を組み合わせた企業年金制度で、もっぱら使用者である会社の株式に投資するものをいう (Internal Revenue Code Sec. 4975 (e) (7), 以下 § 4975 (e) (7) のように略す。)

ESOP の仕組みはおおむね次の通りである⁽⁶⁾。

①ESOP への拠出

ESOP を設定する会社 (以下実施会社という) は、従業員のために設定された ESOP 信託に現金か又は自社の株式を直接拠出する。拠出が現金である場合には、信託はその現金を使って実施会社の株式を売却したい大株主から購入する。次いで信託は、その株式を特定の従業員グループの口座に割り当てる。この株式を「割当済株式 (allocated shares)」という。

②資金調達方法と株式の割り当て

ESOP にはレバレッジ型と非レバレッジ型がある。非レバレッジ型の場合は、会社が株式か現金を ESOP 信託に拠出するだけであり、きわめて単純である。拠出する額は、会社の利益の一定割合等の事前に決められた基準により決定する。拠出後に、ESOP は株式を個々の従業員口座へ割り当てる。レバレッジ型の場合、ESOP は株式を購入するための現金を借り入れる。信託は株式を担保に提供し、会社は借入金の保証をする。担保に提供された株式を「割当未済株式 (suspense shares)」という。この借入金を返済する資金源は 2 つである。1 つは割当未済株式について信託が受け取る配当金、もう 1 つは会社による現金の拠出である。借入金を返済すると株式が担保から解除される。信託は解除された株式を解除され

た年度中に従業員口座に割り当てなければならない。

③株式の引き出し

従業員に割り当てられた株式は、それが市場で流通している場合は従業員が退職する時に引き出される。会社の株式が市場で流通していない場合は、会社は時価でその株式を買い取らなければならない。

II. ESOP の適格要件

内国歳入法に定める税務上の優遇措置の適用を受けるためには、ESOPは次の要件を満たさなければならない。

① 投資対象

ESOPは主として所定の使用者証券（qualifying employer securities）に投資する（§4975(e)(7)(A)）。

所定の使用者証券とは、使用者又は同一の被支配グループのメンバーである会社（以下、関連グループ会社⁽⁷⁾という。）によって発行された公開市場で流通する普通株式をいう（§409(1)(1)）。ただし、公開市場で流通する普通株式がない場合には、使用者又はその関連グループ会社が発行する普通株式のうち、最も有利な議決権と配当請求権を有する種類の普通株式である（§409(1)(2)）。

また、満期償還優先株式（noncallable preferred stock）は、それがいつでも使用者証券に転換でき、その転換が合理的な価額で行われる限り、使用者証券となる（§409(1)(3)）。

② 加入資格

ESOPは、（1）高額所得の従業員（highly compensated employees）⁽⁸⁾でないすべての従業員の70%以上か、又は（2）高額所得の従業員でない従業員の割合が、高額所得の従業員の割合の70%以上であるかのいずれかの加入割合を満たさなければならない（§410(b)(1)(A),(B)）。

ESOP は加入要件として年齢 21 才以上又は勤続年数 1 年以上の最低要件を定めることはできるが (§410(a) (1)), 年齢の最高限を定めることはできない (§410(a) (2))。

③ 受給権の付与 (vesting)

ESOP は使用者の拠出を受けるために、加入者 (participant) に ESOP への拠出を要求できる (§411(a) (4) (B) 参照)。

ESOP の加入者は、自己の拠出に係る未払給付 (accrued benefits) について没収できない受給権を取得しなければならない (§411(a) (1))。使用者の拠出に係る未払給付については、(1) 5 年間勤務すると 100% の没収できない受給権が付与されるか、又は (2) 3 年間の勤務で 20%、以後勤続 7 年までの 4 年間、各年 20% づつの没収できない受給権が付与されるかのいずれかでなければならない (§411(a) (2))。

④ 株式買取請求権 (put option)

受給権のある加入者は、使用者証券で給付するよう要求でき、かつその使用者証券が公開市場で流通しないものであれば、使用者にその使用者証券を買い取るよう請求できる (§409(h) (1))。

株式買取請求権の行使期間は、使用者の株式を支給した日から 60 日であり、その期間内に行使されなければ、翌期の会計年度 (plan year) にさらに 60 日の行使期間が付与される (§409(h) (4))。

⑤ 投資の分散 (diversification of investment)

ESOP は、55 才に達した加入期間 10 年以上の加入者にその口座残高の 25% までについて、分散して投資する権利を与えなければならない。この権利は、従業員が 55 才に達した会計年度 (又は加入期間が 10 年以上になった会計年度とのいずれか遅い年度) からの 6 会計年度内に行使される。また、加入者の最後の選択年度 (60 才となる年度—筆者注) においては、この分散投資の権利は加入者の口座残高の 50% までについて認められる (§401(a) (28) (B))。

米国における ESOP (従業員持株制度)への
株式売却とリストラクチャリングの税務

⑥ 使用者証券の評価

確立した市場で売買されない実施会社の株式の評価は独立した鑑定人によってなされねばならない (§401(a)(28)(C))。

非上場会社の場合には、流通性の欠如による割引と少数株主持分による割引のため、その株式の評価額は低くなる⁽⁹⁾。しかし、この手続による限り、加入者が低すぎる価額で株式を買い取られたと主張しても、ESOP 信託は責任を免がれる⁽¹⁰⁾。

⑦ 給付 (distribution)

給付は、定年、傷病による不能、死亡により退職した会計年度末から1年以内に開始する (§409(o)(1)(A)(i))。しかし、使用者証券を取得するための借入金 (以下 ESOP ローンという) で取得した使用者証券についてはこの限りでなく、その借入金を完済する会計年度末までは給付しない (§409(o)(1)(B))。

加入者の口座残高の給付は、加入者が別段の選択をしない限り、i) 5年か又は ii) その残高が \$500,000 超の場合には、5年に \$500,000 を超える部分について \$100,000につき1年を加算した年数 (加算年数は最長5年) の合計年数のいずれか長い年数の期間内に、年賦払いで行う (§409(o)(1)(C))。

⑧ 議決権

加入者は、個人口座に割り当てられた使用者証券について、その証券の態様に応じて、次の事項に関する議決権の行使を ESOP に指図できる (§409(e)(1))。

(1) 使用者証券が 1934 年証券取引法 12 条によって登録されている証券 (すなわち上場株式) である場合には、すべての事項 (§409(e)(2))。

(2) 使用者証券が上記 (1) 以外 (すなわち非上場株式) である場合には、特定の事項。この特定の事項には、吸収合併・新設合併、資

本構成の変更 (recapitalization), 法人形態の変更 (reclassification), 清算, 解散, 営業譲渡等が含まれる (§409(e)(3))。

Ⅲ. ESOP の当事者の税務上の優遇措置

ESOP が上記の要件を満たすと、その当事者は次のような税務上の優遇措置を受けられる⁽¹¹⁾。

1. ESOP を設定した使用者

① ESOP に対する拠出金の損金算入

ESOP に拠出する使用者はその拠出金を損金に算入できる。損金算入限度額は、ESOP ローンの利子の支払のための拠出金はその全額 (§404(a)(9)(B))、元金の返済のための拠出金はその課税年度における参加従業員の給与総額の 25% である (§404(a)(9)(A))。

給与総額の 25% の限度額があるため、ESOP に対する拠出は従業員数の多い会社には効果があるが、給与総額の少ない資本集約的な会社は、その効果が制限される⁽¹²⁾。

なお、ESOP は株式賞与制度として使用者の拠出金を加入者に割り当てるための事前に確定した算式を設定しなければならない。各加入者の給与 (compensation) に応じた拠出金の配分はこの算式の要件を満たす。しかしながら、役員 (officer)、株主、管理者及び高額所得の従業員を優遇するような算式は不適格である (内国歳入法施行規則; Income Tax Regulation Sec. 1.401-(b)(1)(ii), (iii), 以下, §1.401-(b) のように略す。)

② ESOP に対する現金配当の損金算入

ESOP が所有する使用者証券について行う次の現金配当は、その支払者である使用者において損金算入できる。

(1) ESOP の加入者に直接現金で支払われる配当 (§404(k)(2)(A))

(i))

(2) ESOP に支払われた配当で、会計年度末から 90 日以内に加入者に現金で支払われる配当 (§404(k)(2)(A)(ii))

(3) ESOP ローン の返済に充てられる配当 (§404(k)(2)(A)(iii))

この(3)の配当の損金算入額には、拠出金のような給与総額の 25% の限度はないと考えられる⁽¹³⁾。このため、給与総額が ESOP の借入総額に比較して小さい会社の場合には、配当を支払うことによって借入金の元金返済額を全額損金に算入できる⁽¹⁴⁾。寛大な配当政策をとる会社や高配当の転換優先株を ESOP の資金源にする会社にとって、配当金の損金算入を認めるこの優遇措置は実に魅力的である⁽¹⁵⁾。

なお、配当金の損金算入の時期は、原則として、ESOP に配当がなされた課税年度であるが、(3)の場合は借入金の返済に充当した課税年度である (§404(k)(4))。

2. 売却株主

① 課税繰り延べの要件

売主が適格証券 (qualified securities) を ESOP に売却し、適格な買換資産 (qualified replacement property) を買換期間 (replacement period) 内に購入した場合には、当該売却が所定の要件を満たすと、売主は当該売却について認識されるはずであった長期キャピタルゲインの課税を繰延べることができる。すなわち認識すべき売却益は、売却額が適格な買換資産の購入価額を超える金額に限定される (§81042(a), (b)(1))。したがって、適格な買換資産の購入価額が適格証券の売却額以上である場合には、認識すべき売却益はないことになる。

この取扱いの適用を受けるための個別要件は次の通りである。

(1) 売却する株式は適格証券である。

適格証券とは、公開市場で流通する株式のない米国法人によって発行さ

れた使用者証券のことである (§1042(c) (1) (A))。したがって、会社又はその関連グループ会社によって発行された普通株式のうち、最も有利な議決権と配当請求権のある普通株式ということになる。また、この株式は売却日まで3年以上所有されることが必要であり (§1042(b) (4))、売主が適格退職年金から給付を受けた株式又は所定の株式購入選択権等を行って受け取った株式は含まれない (§1042(c) (1) (B))。

(2) 買い換える資産は適格な買換資産である。

適格な買換資産とは、次の要件を共に満たす米国法人によって発行された証券をいう。

(i) 買い換える前年の課税年度における受動的な投資利益 (passive investment income) が総収入の25%を超えない (§1042(c) (4) (A) (i))。

(ii) 資産の50%超が、買換時又は買換期間の末日までに、活発な事業活動に使用される (§1042(c) (4) (B) (i))。

なお、ESOPに売却した適格証券を発行した会社又はその関連グループ会社の証券は適格な買換資産にならない (§1042(c) (4) (A) (ii))。

(3) 適格な買換資産を買換期間内に購入する。

買換期間は適格証券の売却日前3か月と売却日後12か月の計15か月間である (§1042(c) (3))。

(4) ESOPは、適格証券の取得直後において、当該会社の各種類の発行済株式総数の30%超か又は全株式の価値総額の30%超を所有する (§1042(b) (2))。

(5) 売却株主は、売却年度の確定申告書提出期限までに、利得を認識しない選択をする (§1042(c) (6))。

(6) 株主がC法人(一般法人—筆者注)でないこと (§1042(c) (7))。

② 買換資産の税務基礎価額

売却株主が購入した買換資産の税務基礎価額は、この取引で認識しな

米国における ESOP (従業員持株制度)への
株式売却とリストラクチャリングの税務

かった利得の金額を減額した金額である。1以上の買換資産を購入したときの各買換資産の税務基礎価額は、認識しなかった利得の金額を各買換資産の購入価額 (cost) の割合で按分して減額した金額である (§1042(d))。

③ 繰り延べられた利得の課税時期

認識しなかった利得は株主が買換資産を売却したときに認識する (§1042(e)(1))。ただし、§368 の非課税の組織変更、贈与、相続及び §1042 の適用がある他の取引で買換資産を譲渡したときはこの限りでない (§1042(e)(3))。

④ 罰則規定

1) 3年以内の譲渡に対する 10% の付加税 (exercise tax)

ESOP が §1042 の取引後 3年以内 to 実施会社の株式を売却し、次のいずれかに該当すると、売却額の 10% の付加税が実施会社に課される (§4978(a), (b))。

(i) 当該売却後に ESOP によって所有される実施会社の株式総数が、§1042 による取引の直後において ESOP によって所有される実施会社の株式総数よりも少ない。

(ii) 売却後に ESOP によって所有される実施会社の株式の時価が、当該売却時の実施会社のすべての株式の時価の 30% 未満である。

2) 割当禁止要件に抵触する場合の 50% の付加税

§1042 で購入した株式を、ESOP が割り当てを禁止されている特定の個人口座へ違反して割り当てると、その割当額の 50% の付加税が実施会社に課される (§4979A(a))。

割り当てを禁止されている個人は次の者である (§409(n)(1))。

(i) 売却株主

(ii) 売却株主と親族関係にある個人

(iii) 実施会社又はその関連会社の発行済株式の 25% 超を所有する個人

なお、(i) 及び (ii) については、株式売却後 10 年間（当該売却に係る取得資金の完済日がそれ以降である場合はその完済日まで）の割り当てが禁止される (§409(n) (3) (C))。また、(iii) の 25% 超の株主の所有割合の判定は (i) ESOP へ株式を売却した日までの 1 年内におけるいずれかの日、又は (ii) ESOP が加入者に株式を割り当てる日において行う (§409(n) (3) (B))。

IV. §1042 取引とリストラクチャリング

1. タイプ A 組織変更 (A Reorganization)

タイプ A 組織変更とは、非課税の組織変更として内国歳入法 §368 に定められている取引の一形態である。内国歳入法では法令による吸収合併及び新設合併と定義される (§368(a) (1) (A))。より具体的には、アメリカ合衆国、州、準州、若しくはコロンビア特別区の会社法に準拠した合併取引である (§1.368-2(b) (1))。他の非課税の組織変更と同様、合併取引が非課税となるには、法令による要件に加えて判例で形成された一般的要件が満たされねばならない。すなわち、(1) 事業目的、(2) 持分の継続性、及び (3) 事業の継続性の 3 つである⁽¹⁶⁾。

オーナーが自分の会社を身売りして経営から退き、かつ株式を非課税で売却したい場合に、このタイプ A 組織変更と §1042 取引を組み合わせることによって、その目的を達成することができる。

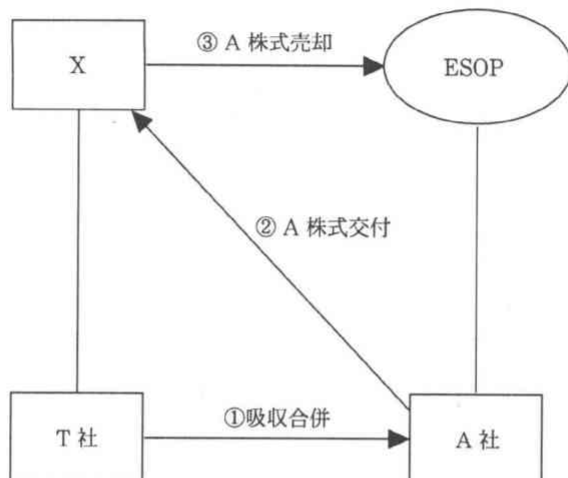
① 取引形態

オーナー X は、T 社の普通株式 100% を所有しており、T 社は 3 年以上事業を行っている。A 社は T 社を取得したい。A 社は ESOP によって 100% 所有されている。X は事業を辞めて、§1042 取引で ESOP へ T 株式を売却したい。この双方の要求を満たすために、A 社は T 社を吸収合併する。X はその吸収合併で T 株式との交換に A 株式を受け取る。その後

米国におけるESOP（従業員持株制度）への
株式売却とリストラクチャリングの税務

XはA社のESOPにA株式を売却する⁽¹⁷⁾。

図表1 タイプA組織変更



② タイプA組織変更の要件

この合併はA社がT社を取得するために必要な取引であり、事業目的があると考えられる⁽¹⁸⁾。問題は持分の継続性である。なぜならXは合併で取得したA株式の全部を売却するので、それが合併時に予定されていた行動であるとすれば持分の継続性を満たさないことになるからである。IRSは持分継続性のガイドラインとして50%以上の継続性を示すが、これはその下限を定めたものではなく（Rev. Proc. 77-37, §3.02）、税務専門家の間では40%以上の継続性があれば十分であると理解されている⁽¹⁹⁾。合併取引でXはT株式との交換対価の全部をA株式で受領しているのでこの時点では持分の継続性を満たす。しかしその後におけるESOPへのA株式の売却に多段階取引の原理（the step transaction doctrine）が適用さ

れて、その売却が合併取引の一環としてなされたとみなされると持分の継続性は満たされない。しかし、1998年1月に公表された内国歳入法施行規則によれば、組織変更で売却会社の資本持分（proprietary interest）の相当部分が保持されれば持分の継続性の要件は満たされるので（§1.368-1（e）（1））、合併取引で受け取った合併会社の株式を合併後に合併会社以外の第三者に売却しても持分の継続性の要件が損なわれることはない⁽²⁰⁾。したがって、合併取引後における X による A 株式の ESOP への売却はタイプ A 組織変更の要件に影響を及ぼさない。

③ §1042 取引の要件

合併がタイプ A 組織変更に該当すると、A 株式の保有期間は T 株式の保有期間を引き継ぐので3年以上となる。そのため ESOP に売却する A 株式は3年以上保有した資本資産⁽²¹⁾となり、適格証券に該当する。また、A 株式の税務基礎価額は T 株式の税務基礎価額を引き継ぎ、（X が ESOP への売却代金で買換期間内に買換資産を取得すると一筆者注）、その売却益を繰り延べることができる⁽²²⁾。

2. 非課税のスピン・オフ（Spin-off）

スピン・オフは、ある会社による既存又は新設の子会社の株式の分配である。親会社が子会社の株式を非課税で分配するには、内国歳入法第355条に定める次の要件が満たされなければならない⁽²³⁾。

- （1）親会社はその株主に分配直前に支配していた子会社の株式を分配する。ここにいう支配とは、親会社が発行済み子会社株式の総議決権の80%以上の株式を取得し、かつ、各種類の子会社の無議決権株式の80%以上を所有する場合をいう。
- （2）取引は、主として親会社か子会社またはその両方の留保利益の分配を仮装するものとして利用されるものであってはならない（仮装禁止要件）。

米国における ESOP (従業員持株制度)への
株式売却とリストラクチャリングの税務

- (3) 分配直後において、親会社と子会社はそれぞれ事業に従事するか又は従事しているとみなされなければならない、その事業は分配前5年以上活発に行われていること(活発な事業活動要件)。
- (4) 親会社は、子会社の株式の全部を分配するか、又は子会社の議決権株式の80%以上とその他の株式の80%以上を分配すること。

さらに上記の法令による要件に加えて、内国歳入法施行規則 (§§1.355-2(b), 2(c) 参照) に定める次の3つの要件が満たされねばならない。

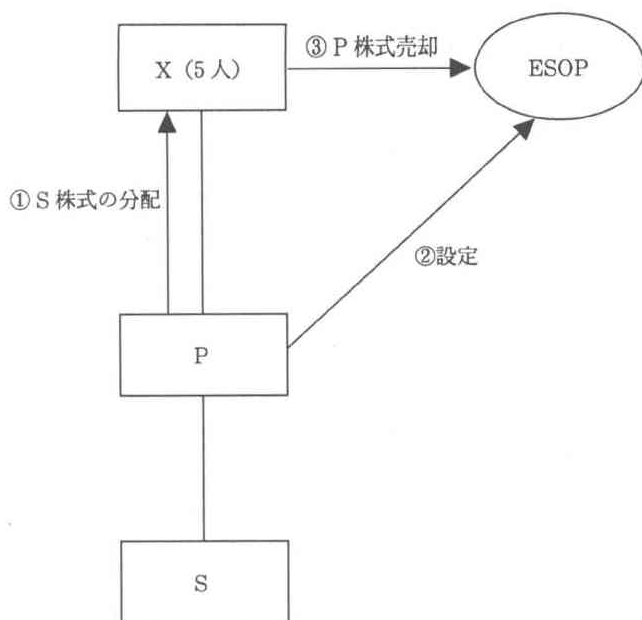
- (1) 親会社と子会社の分割には事業目的がなければならない(事業目的要件)
- (2) 分配前の親会社の株主は、分配後の親会社と子会社の両方の持分の継続性を維持しなければならない(持分の継続性要件)。
- (3) 分配後の親会社と子会社の両方に事業体の継続性がなければならない。

ESOP は子会社の事業に関心がなく、したがって親会社が子会社の株式を所有したままの状態では、ESOP は親会社の株式を購入しない状況が考えられる。このような状況においては、ESOP への株式売却に先立って、スピン・オフが行われる。

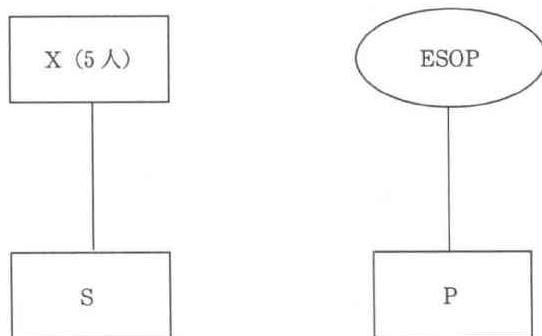
① 取引形態

親会社 P は、X ら 5 人の株主によって均等に所有されている。X らは P を 20 年以前に設立したが現在では事業を辞めて、\$1042 取引で P 株式を売却したいと考えている。P には 100% 所有の子会社 S がある。S は 10 年以上の間、P とは異なる事業を営んでいる。ESOP は P が S 株式を処分しない限り、P 株式を購入したくない。そこで P は \$355 の非課税の企業分割で S 株式を X らに分配する。分割後に X らは P 株式を ESOP に \$1042 取引で売却する⁽²⁴⁾。

図表2 スピン・オフ



《株式売却後》



② 非課税の企業分割の要件

ESOPがスピン・オフを要求する場合には、株主の目的ではなく、事業の目的があると考えられる。スピン・オフは株主ではなく、第三者によって必要とされねばならない⁽²⁵⁾。この取引例においては、XらはS株式を所有するP株式をESOPへ売却するつもりであったが、ESOPがこれを拒んだためスピン・オフが必要になったものである。したがって、株主の目的ではなく事業の目的が存在する。

また、このような事業目的に従ってS株式を分配する場合には、そのスピン・オフはP又はSの累積利益を分配するためになされたものではないと考えられる。なぜなら、もしESOPがスピン・オフを要求しなかったとしたら、XらはP株式を売却することによってPとSの持分を全部手放すことになる。このような売却は、配当として課税される分配とはならないからである⁽²⁶⁾。

さらにXらがP及びSの両方の40%以上の持分を維持する場合には分割後における持分の継続性は満たされる。従って、Xらはスピン・オフ後にP又はSの株式の50%をESOPへ売却しても持分の継続性要件に抵触しない⁽²⁷⁾。しかし、1997年改正税法(Taxpayer Relief Act of 1997)において、スピン・オフ後にP又はSの株式の50%以上(議決権又は価値の)が計画の一環として第三者によって直接・間接に取得される場合には、P又はSに課税されることになった (§355(e)(2)(A)(ii))。この場合、認識する利得の金額は、分配日にS株式が時価で売却されるとしたらPが認識するはずであった金額(すなわちS株式の含み益—筆者注)である。この利得は長期キャピタルゲインである⁽²⁸⁾。また、1人以上の者がスピン・オフの前後2年間計4年の間にP又はSの株式の50%以上(議決権又は価値の)を取得すると、特に反証のない限り、当該取引はP又はSを取得する計画の一環とみなされる (§355(e)(2)(B))。したがって、本事例においてスピン・オフでPが課税されないようにするためには、Xら

による P 株式の ESOP への売却をスピン・オフ後 2 年経過するまで待たなければならない。

③ §1042 取引の要件

スピン・オフが非課税の要件を満たすと、X らは受け取った S 株式について利得を認識しない⁽²⁹⁾。P も S 株式の分配について利得を認識しない。X らにおける P 株式の税務基礎価額は株式の時価の比で P 株式と分配を受けた S 株式に割り当てられる (§358(b))。X らが P 株式を保有していた期間は S 株式の保有期間に含まれる。

X らによる P 株式の ESOP へ売却は (買換期間内における買換資産の購入を前提にすれば—筆者注) §1042 の適用要件を満たす。なぜなら、(1) P 株式の保有期間は 3 年以上であり、かつ、(2) P 株式は X らにとって資本資産だからである⁽³⁰⁾。

3. 非課税の現物出資

§1042 の課税の繰り延べは、法人の株式が ESOP へ売却される場合にのみ適用がある。個人事業又はパートナーシップの譲渡には適用がない。したがって §1042 の適用を受けるためには、これらの個人事業又はパートナーシップを法人にしなければならない⁽³¹⁾。法人化に際して課税されるとその時点で資産の含み益が実現し、§1042 を適用する意味がなくなる。そこで、内国歳入法第 351 条に定める非課税の現物出資を適用して会社を設立する。

現物出資が非課税となる要件は次の通りである⁽³²⁾。

- (1) 1 人又は 1 人以上の者が法人に資産を譲渡する。
- (2) 譲渡は法人の株式だけとの交換によるものでなければならない。
- (3) 譲渡者は交換直後において法人を支配する。

支配とは、a) すべての種類の法人の議決権株式の総議決権の 80% 以上で、かつ、b) その他のすべての種類の法人株式の総数の 80% 以上を所有

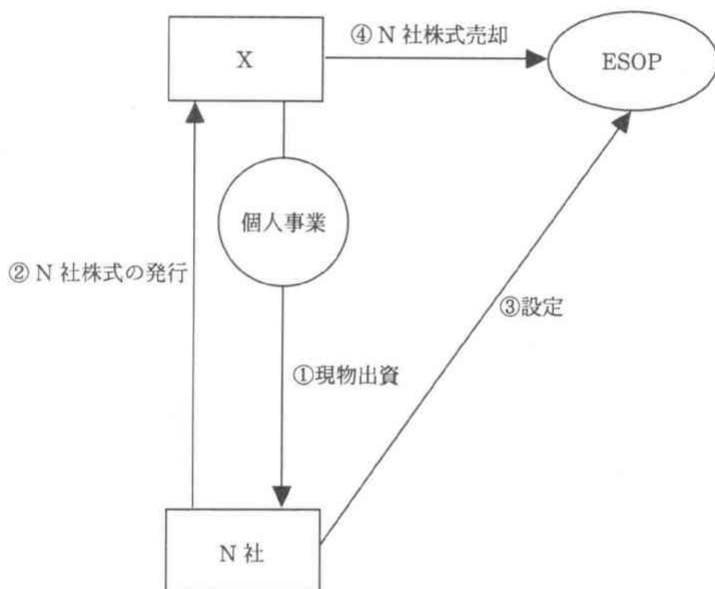
米国における ESOP (従業員持株制度) への
株式売却とリストラクチャリングの税務

することをいう。

① 取引形態

X は 10 年以上活発な事業を営んでいる個人事業者である。X は事業を売却し、§1042 の適用を受けたい。そのために X は新設会社 N の発行済み普通株式全部との交換に、個人事業用の資産を N 社に現物出資する⁽³³⁾。

図表 3 現物出資による会社設立



② 非課税の現物出資の要件

X は個人事業用資産を N 社に譲渡して N 株式の全部を取得するが、その株式は直ちに ESOP へ売却される。このような状況で、X は交換直後において N 社を支配したかどうか問題となる。X の N 社株式の所有が一時的なものとみなされればこの支配要件を満たさない。多段階取引の原理が適用されて、会社設立後における N 社株式の ESOP への売却が、個人事

業用資産の N 社への現物出資と一体をなすとみなされると、その現物出資は支配要件を欠く。したがって X は N 社への現物出資に課税される⁽³⁴⁾。このような問題を回避するために、X は N 株式の ESOP への売却を少なくとも現物出資後 2 年以上、できればそれ以上に延期すべきである。そうすれば多段階取引の原理が適用される余地は少なくなる⁽³⁵⁾。

③ §1042 の要件

N 社への現物出資が非課税である場合には、X が受け取る N 株式の税務基礎価額は N 社に現物出資した資産の税務基礎価額総額に等しい (§ 358 (a))。譲渡した資産が資本資産又は §1231 資産である場合には、N 株式の保有期間は当該譲渡資産の保有期間を引き継ぐ (§1223 (1))。したがって X が事業用資産のうち資本資産と §1231 資産のみを出資し、その資産の保有期間が 3 年以上であれば、N 株式の保有期間も 3 年以上になる。X にとって N 社株式は資本資産なので §1042 の他の要件を満たす限り、N 株式の ESOP への売却については §1042 の適用がある⁽³⁶⁾。

おわりに

§1042 取引により課税を繰り延べるためにリストラクチャリングが必要とされる事例を検討してきた。ここで重要なことは ESOP への株式売却によってリストラクチャリングの各取引の非課税要件が損なわれてはならないということである。それらの取引が非課税要件を欠くと、それらの取引自体に課税されて、所有株式の税務基礎価額が時価になる。そのため、ESOP へ株式を売却してもキャピタルゲインは発生せず、§1042 を適用して課税を繰り延べる意義はない。

これらの取引の非課税要件の判定に際しては多段階取引の原理の適用に留意しなければならない。非課税の現物出資 (§351) では交換直後における法人の支配要件を満たすために、取引後株式売却までに 2 年間程度の期

米国におけるESOP(従業員持株制度)への
株式売却とリストラクチャリングの税務

間を置く必要がある。また、スピン・オフ (§355) 後2年以内に親会社又は子会社の株式の50%以上を第三者に売却するとスピン・オフ取引に課税される。さらに、非課税の組織変更 (§368) では持分の継続性が非課税の要件となるが、従来この要件と多段階取引の原理の適用関係については必ずしも明らかではなかった。ことに、売却会社の株主が当初からの意図に基づいて、取得会社の株式を取引後に売却する場合に持分の継続性の要件が満たされるか否かの問題があった。最近公表された持分の継続性に係る内国歳入法施行規則の取扱いでは、売却会社の持分の継続性が保持されるか否かの判定においては、あらゆる事実と状況 (all facts and circumstances) が考慮される (§1.368-1(e)(1))。しかし、原則として、売却会社の株式の相当部分が取得会社の株式と交換される場合には、従前の売却会社の株主が、組織変更後において、組織変更で受け取った取得会社の株式を第三者に売却しても持分の継続性の要件に抵触することはない。したがって組織変更における多段階取引の原理の適用範囲は著しく限定されることになる。

注

- (1) ESOPによる企業買収の防衛策については次の文献参照のこと。Patrick A. Gaughan, *Mergers, Acquisitions, and Corporate Restructurings*, John Wiley & Sons, Inc. 1996, P. 355, PP. 359-360, および村松司叙稿「リバレッジ ESOP と M&A」産業経理, Vol. 49, No. 4 (1990年), 22-30頁
- (2) 従来はESOPローンの貸主に後述(注1)参照)するような税務上の優遇措置があったため、ESOPは低い利率で資金調達ができた。しかし、この優遇措置の廃止により、資金調達目的のためにESOPを利用するメリットは半減した。
- (3) ESOPによる企業再建の事例の紹介として次の文献参照のこと。垂井英夫稿「自己株式をめぐる法務と税務—非公開株式を中心に—」税務事例, Vol. 28, No. 3 (1996年3月), 33-37頁
- (4) ESOPは株式取得のための借入れが認められているため、事業部門の売却や分社化を進める際の有力な手段になっている。日本経済新聞 1996年2月29

日 大機小機「米国の ESOP 型制度の検討を」

- (5) 定額拠出制度とは、拠出金の額と運用成績に応じて、給付額が事後的に決まる制度である。報酬や勤続年数によって将来給付が事後的に決まる確定給付制度と対比される（日本経済新聞 1996年4月9日〈年金の誤算特集：海外の事情〉）。
- (6) William R. Cron & Randall B. Hayes, Employee Stock Ownership Plans: New Accounting for These Fables, The CPA Journal, July 1995, P. 38
- (7) 関連グループ会社とは、原則として、議決権又は価値の80%以上の株式の所有を通じて共通親会社と関連する一連の会社をいう (§8409 (l) (4), 1563 (a))。
- (8) 高額所得の従業員とは、\$80,000以上を稼得する従業員か又は発行済株式の5%以上を所有する従業員株主である (§414 (q))。
- (9) Keith H. Berk & Alan D. Leib, Transitioning the Ownership of a Closely Held Business Through a Leveraged Employee Stock Ownership Plan, The Journal of Corporate Taxation, Summer 1994 (Vol. 21, No. 2), P. 136
- (10) Michael Schlesinger, How Far Does Small Business Act Go in Extending ESOP Benefits to S Corporations?, Journal of Taxation, June 1997, P. 363
- (11) 1996年小規模事業雇用保護法 (the Small Business Job Protection Act of 1996) によって廃止されるまで ESOP ローン の貸主に次の税務上の優遇措置が与えられていた (内国歳入法の条文は改正前のもの)。

貸主が、銀行、保険会社、貸付業務に従事する会社及び適格投資会社 (regulated investment company) である場合には、貸主は ESOP ローンに係る受取利息の50%を総収入から控除できる (§133 (a))。

控除の適用対象となる貸付金は、ESOP に直接支払われたか又はまず使用者に支払われ、次いで使用者から ESOP に貸し付けられたものである。いずれの場合も、その資金が使用者証券の購入に充てられたものでなければならない (§133 (b) (1) (A))。

この場合、ESOP は株式取得直後において、発行会社の各種類の発行済株式総数の50%超か又は全株式の価値総額の50%超を所有する必要がある (§133 (b) (6) (A))。ESOP の持株割合が、この最低割合に達しない期間中は、受取利息の50% 益金不算入の取扱いは適用されない (§133 (b) (6) (B) (i))。

また、控除の適用対象となる貸付金の貸付期間は15年以内でなければならない (§133 (b) (1))、さらに、ESOP の加入者に割り当てられた株式については、それが上場されているかどうかにかかわらず、すべての事項に関して議決権が付与されなければならない (§133 (b) (7) (A))。
- (12) Robert Willens, ESOPs: A Unique Financial Tool, Journal of Accountan-

米国における ESOP (従業員持株制度)への
株式売却とリストラクチャリングの税務

- cy, August 1989, P. 128
- (13) Keith H. Berk & Alan D. Leib, op. cit., P. 138
- (14) Robert J. Dema & Duncan Harwood, Tapping the Financial Benefit of an ESOP, *Jornal of Accountancy*, April 1991, P. 32
- (15) Robert Willens, op. cit., P. 130
- (16) これらの要件については次の文献参照のこと。拙稿「米国における企業合併の税務」税経通信, 1985年3月号, 43-44頁, 拙稿「米国における企業買収の当事者の税務」JICPA NEWS No. 403 (臨時増刊) 日本公認会計士協会, 1989年2月, 141頁
- (17) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., Combining ESOP Purchases Under 1042 With Tax-Free Corporate Restructuring Transactions, *The Journal of Corporate Taxation*, Winter 1997 (Vol. 22, No. 4), P. 368, Example 10 参照。
- (18) *Ibid.*, P. 368
- (19) Martin D. Ginsburg, & Jack S. Levin, Mergers, Acquisitions, and Buyouts, A Transactional Analysis of the Governing Tax, Legal and Accounting Consideration (January 1997 Edition) (Volume 1), Aspen Law & Business, \$610, P. 6-115
- (20) Tax Notes, February 2, 1998, PP. 545-546
- (21) 資本資産とは事業に関連があるかどうかにかかわらず, 納税者が保有する資産である。ただし, 第1231条資産, 商品として売買される株式, 棚卸資産及び売掛金等は除く (§1221(1))。また, 第1231条資産とは事業の用に供される償却資産及び不動産等で所有期間1年以上のものをいう (§1231(b))。
- (22) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 368
- (23) スピン・オフの非課税の要件については次の文献を参照のこと。拙稿「アメリカの非課税の企業分割」河合秀敏編著『国際会計と国際監査』同文館, 1993年, 92-100頁
- (24) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op., cit., P. 352 Example 3 参照
- (25) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 355
- (26) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 359
- (27) John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 360
- (28) Joint Committee on Taxation, General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997, CCH INCORPORATED, P. 199
- (29) 1997年改正税法により会社レベルで課税される場合でも, 株主レベルでは課税されない (Howard G. Krane and Keith E. Villmow, Spin-Offs and Lever-

age, Taxes-The Tax Magazine, December 1997, P. 687)。

- ③0 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., PP. 352-353
- ③1 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 351
- ③2 §351 の要件については次の文献参照のこと。拙稿「米国における会社設立の
税務と非課税の組織再編成」経営総合科学（愛知大学経営総合科学研究所）第
62号，1994年2月，14 - 15頁
- ③3 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 343 Example 1 参照
- ③4 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 345
- ③5 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., P. 350
- ③6 John B. Truskowski & John E. Curtis, Jr., op. cit., PP. 344-345